

追手門学院大学キャンパスマナーに関する指針

(2015 年 8 月 24 日制定)

この指針は、学院の教育理念である「独立自彊 社会有為」を身に付けた学生を社会に送り出すため、追手門学院大学学部学生、大学院生、委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生、その他本学で学ぶ全ての者（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について、定めるものとする。

1. 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
2. 学生は、他人に迷惑をかける行為をしてはならない。
3. 学生は、許可された場所を除く構内及びキャンパスの周辺で喫煙をしてはならない。また、法律に基づき、20 歳未満の者はいかなる理由があろうと喫煙をしてはならない。
4. 学生は、監督する教職員の届出により許可された場合を除き、構内で飲酒をしてはならない。また、法律に基づき、20 歳未満の者はいかなる理由があろうと飲酒をしてはならない。
5. 学生は、届出により許可された場合を除き、自動車通学をしてはならない。また、許可を受けた場合においても、指定された場所以外に、自動車、自転車、単車等を置いてはならない。また、本項における通学とは本学に来訪する行為を言う。
6. 本指針に違反したものは、学則第 6 4 条に定める処分のほか、別表に定める罰則の対象とする。ただし、法律に違反する行為や第三者に不利益を与える等の悪質な行為については、別表に定める罰則に依らず学則第 6 4 条に定める処分の対象とする。

(別表)

違反回数	罰則
1 回目	注意・指導の上、保証人等への文書による通知
2 回目以上	学則第 64 条による停学処分

附 則

この指針は、2025 年 10 月 1 日から施行する